

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための新島学園短期大学活動制限レベル基準表(8/4現在:課外活動についてレベル2に変更)※1

2021/8/4更新(内容・レベル変更)

レベル	授業	学生の入構・学内施設利用	課外活動	県外移動	研究・大学運営・学外者の入構
0 通常	通常どおり	通常どおり	通常どおり		通常どおり
1 一部 制限	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 面接授業(講義科目/演習/実習)・学外授業を 実施する。 遠隔授業を活用する。 *面接授業実施にあたっては、通学時の感染防 止に最大限配慮する。	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 指定施設について利用可 ①遠隔授業受講:座席指定 ②学生ホール:使用可能座席の指定、正対しての 着席禁止、会話時のマスク着用 学内での食事可	感染予防・拡大防止措置※2をし、事前許 可を得たうえ、 活動可(学外活動を含む) ただし、会食(話しながらの食事) は禁止。	員の業務上の移動は個別に判断する 県外移動については、群馬県のガイドラインに従う (通勤・通学、教職員の業務上の移動は個別に判断する)	自宅での研究活動可。 感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 通常どおり。 群馬県から他都道府県との往来自粛が出されて いる場合、来訪の可否は県の方針に準じる。
2 緩和	遠隔授業主体で実施する。 感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 一部の科目について面接授業を実施	授業・許可を受けた課外活動等以外の、用事のな いときの登学を控える。 学内施設の利用方法は、レベル「1」と同じ。 *学内滞在は最短時間	原則として対面での活動停止。 ただし、特に必要な場合、教職員・指導者の監督のもとに認める場 合がある(事前許可要)。会食(話しながらの食事)は禁止。		時差出勤・テレワークの積極的活用 対面での会議は少人数(10人以下)に限り、オンライン会議を原則とする。 来訪者は、本学の業務遂行に必要な場合に限り 認める(郵便物の配達等以外は、事前許可要)。
3 制限	原則として遠隔授業 ゼミのみ、実施方法の制限・滞留学生数の調整等 を行ったうえ実施可能	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 面接授業受講以外は、指定施設について特定の 目的(遠隔授業の学内受講/図書の借出し・返却 /キャリアセンター資料閲覧 等)のみ利用可(事 前許可制) *図書館・キャリアセンター以外の用件の場合は、 ゼミ担当教員を通じて事前許可 *学内滞在は最短時間	対面での活動停止		事務機能維持のための最小限の人員以外は出 勤停止。 原則としてオンライン会議 電話は自動応答とし、メール対応のみ。 学内者を含め入構は事前許可要。
4 閉鎖	遠隔授業のみ 大学施設は閉鎖	登学禁止 大学施設は閉鎖	対面での活動停止		大学施設管理・緊急事態対応に必要な最小限の 人員のみ出勤可。 電話は自動応答とし、メール対応のみ。 施設管理・緊急事態等対応者以外入構不可。

※1 この基準表は、群馬県の「社会経済活動再開のガイドライン」の「警戒度」をもとに作成したものです。今後の状況に応じて隨時見直しを行い、変更する場合があります。

活動制限レベルは、群馬県の「警戒度」、本学の学生・教職員の状況等を勘案して決定します。

※2 感染予防・拡大防止措置:

レベル1・2:登学前の検温(毎朝)、マスク着用(夏季は熱中症に注意)、校舎入館時の手指消毒、頻繁な手洗い・うがい、室内換気、使用した座席・PC等の消毒、使用可能座席の指定、

対面着席禁止、人との距離をおく(できれば2m、最低でも1m)、滞留時間短縮要請(必要に応じて授業時の登学時間の指定、目的施設以外への立寄り自粛等)

レベル3:閉門。特別の許可のある学生・教職員の業務上の来訪のみ個別対応。門での検温・体調チェック等必要に応じて実施。